

令和8年度 教育・保育施設(保育園・認定こども園)途中入園のご案内

事前相談窓口	*途中入園を希望される方はまず役場福祉保険課までご相談ください。 TEL:0982-73-1202 (町外の方も同様)	
受付期間・場所	対象:令和8年4月1日以降、年度途中入園希望者 募集期間:令和8年2月2日(月)から随時 ※閉庁・閉園日を除く 受付場所:保育園→福祉保険課、認定こども園→各園	
受付時間	・福祉保険課→午前8時30分～午後5時15分 ・認定こども園→開所時間内	
入園(認定)区分	1号認定	教育標準時間認定(幼稚園・認定こども園教育部) お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合(14時まで)
	2号認定	保育認定(保育園・認定こども園保育部) お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望
	3号認定	保育認定(保育園・認定こども園保育部・地域型保育) お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望
保育を必要とする事由	☆保育園などでの保育を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当することが必要です。(2号認定・3号認定の場合) ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など)していること ②妊娠・出産(妊娠中又は出産後8週の日の翌日が属する月の月末まで)□ ③保護者に疾病・負傷又は精神若しくは身体の障害があること ④同居の親族を常時介護又は看護していること ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっていること ⑥求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること (原則90日までで、起業準備等を除きハローワークへの登録が必須。状況によって再認定あり) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)していること ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること (最長、育児休業に係る乳児が満1歳に達する月の末日まで) (父母同時の育児休業取得の認定は認めない。ただし、多胎の場合は要相談。) ⑩その他前号に類するものとして町長が必要と認める場合	
保育の必要量	保育標準時間	父母ともに月の就労時間が120時間以上(園利用は最長11時間)
	保育短時間	父母の両方あるいはどちらかの月の就労時間が48時間～120時間 (園利用は最長8時間)
	※各施設の利用時間は教育・保育施設の概要(施設一覧)をご覧ください。	
提出書類	下記の①⑤は全員必須、②③は保育園(認定こども園の保育認定含む)必須、④は私立保育園の0～2歳児クラス希望者と公立保育園希望者必須、⑥は必要な保護者のみ ①入園申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届) ②調査資料(複数の児童の申込みを同時にされる場合は1枚に記入してください) ③就労証明書又は就労以外で保育を必要とする理由書 ④誓約書(保証人は同居家族以外で2名お願いします) ⑤個人番号記入表(新規入園希望者はマイナンバーカード等の提示、または写しが必要) ⑥その他、証明書類(病気等を証明する場合は、医師の診断書等が必要です) *全ての書類がそろった時点で受理いたします。	
その他	教育・保育の給付、認定を受けるためには個人番号を利用することとなっておりますので、個人番号表の提出についてご協力をお願いいたします。また、保育料等は、父母の住民税所得割課税額の合計によって決まります。住民税の申告がお済みでない保護者の皆様は事前相談前に申告の手続きをお願いいたします。	
お問合せ先	◎保育園に関すること…福祉保険課(73-1202) または各保育園 ◎認定こども園に関すること…各認定こども園	